

● 坂戸市建設工事等指名業者選定基準

制定 平成11年11月 1日 告示第115号

改正 平成18年10月26日 告示第272号

改正 平成18年10月26日 告示第273号

(趣旨)

第1条 この坂戸市建設工事等指名業者選定基準(以下「この基準」という。)は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、制定した坂戸市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成11年坂戸市告示第6号。以下「規程」という。)第1条に掲げる契約(以下「工事等の契約」という。)に関して指名業者の選定等を行うときの手続きの透明性、客観性及び競争性を確保し、公正な契約行為の保障に資するため必要な選定の基準を定めるものとする。

(指名業者の選定等)

第2条 坂戸市工事請負業者等指名委員会は、原則として、この基準の定めるところにより指名業者の選定等を行うものとする。

(指名業者の要件)

第3条 指名業者として選定することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 規程第3条に基づき入札に参加することができる者
- (2) 規程第15条に基づき選定することができる者(建設工事に限る。)

(指名業者として選定することができない者)

第4条 前条の要件を満たす者であっても、次の各号のいずれかに該当する者は、指名業者として選定することができないものとする。

- (1) 坂戸市の締結する契約に係る指名停止措置要綱(平成8年坂戸市告示第27号)に基づく指名停止期間中である者
- (2) 坂戸市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱(平成8年坂戸市告示第75号)に基づく指名除外期間中である者
- (3) 過去2年間連続して、市発注工事等の完成(完了)検査成績点が極めて低い者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立がなされ、競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者(ただし、単に赤字決算であることのみをもって指名から除外しないこと。)
- (5) 下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等下請契約関係について、関係行政機関等の情報から不相当であると認められる者
- (6) 労働関係の問題について、関係行政機関等の情報から不相当であると認められる者
- (7) その他業務に関し不正又は不誠実な行為がある者

2 同一の工事等の契約に係る指名業者の選定において、次の各号のいずれかに該当することが明らかな場合は指名業者として選定することができない。ただし、選定後においてこれらの事実が判明した場合は、この限りでない。

- (1) 協同組合、協業組合等と当該組合等の構成員の関係にある者
- (2) 代表者が同一人である者若しくは代表者が夫婦又は同居の親族の関係にある者

(指名業者の選定方法)

第5条 指名業者を選定するときは、次に掲げる指名基準項目を総合的に勘案して評価し、こ

の評価が上位の者から選定するものとする。

- (1) 経営状況
- (2) 技術・設備の状況
- (3) 工事等の完成検査成績の状況
- (4) 当該工事等に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事等からみた施工能力
- (6) 当該工事等の施工に対する技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況
- (9) その他

2 前項に規定する選定に当たっては、客観性及び公平性に留意し、特定の者に偏らないように努めるものとする。

3 建設工事の請負の契約について選定する者の数は、規程第15条第1項に掲げる工種及び級の区分ごとに別表第1「指名業者標準選定数」に掲げる数を標準とする。ただし、工種に応じて登録業者数、施工能力等の客観的な事情がある場合は、必要な範囲で当該選定業者数を増減することができる。

4 建設工事の請負以外の契約について選定する者の数は、前項の規定を考慮して、公正な競争性が確保できる数とする。

(運用)

第6条 前条の規定は、別表第2の指名業者選定運用基準に定めるところにより運用するものとする。

(選定方法の例外)

第7条 当該工事等の技術的条件、自然・地形的条件、周辺環境条件又は緊急性等の相当な理由があると認められる場合は、第五条の規定にかかわらず、ほかに適当であると認められる者を選定することができるものとする。

2 特定の者一人を選定しようとするときは、当該工事等の契約の内容、特殊性、他の者との競争の必要性の有無等を総合的に勘案して、相当な理由があると認められるときに限り選定することができるものとする。

(一般競争入札の参加資格の設定方法)

第8条 一般競争入札における参加資格の設定をしようとするときは、当該工事等の契約の確実な履行の確保に留意するとともに、この基準の趣旨を適正に解釈し、設定するものとする。

2 前項の参加資格の設定に当たっては、特に透明性、客観性及び競争性の確保に留意し、原則として別表第1に掲げる指名業者標準選定数の2倍以上の者が対象となるよう努めるものとする。

附 則 (平成11年告示第115号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年告示第272号)

この告示は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 (平成18年告示第273号)

この告示は、平成18年11月1日から施行する。

別表第1（第5条、第8条関係）

指名業者標準選定数

区分	A 級	B 級	C 級	D 級
土木一式工事	12社	10社	8社	8社
建築一式工事	12社	10社	8社	8社
舗装工事	10社	8社	8社	8社
その他の工事	右（上）に準じて、その都度市長が定める。			

別表第2（第6条関係）

指名業者選定運用基準

項目	基準
1 経営状況	ア 経営状況の健全性
2 技術・設備の状況	ア 技術者の資格・数 イ 舗装プラント施設、建設副産物処理施設、再生施設等当該工事の工種に係る建設関連施設の保有
3 工事等の完成検査成績の状況	ア 過去一定期間における工事成績等
4 当該工事等に対する地理的条件	ア 市と契約権限のある本店又は営業所等の所在地と工事等の場所との距離
5 手持ち工事等からみた施工能力	ア 技術者数及び当該工事等と同種工事等の手持ち量からみた、当該工事等の施工能力
6 当該工事等の施工に対する技術的適性	ア 過去一定期間における当該工事等と同種工事等についての施工実績の状況
7 安全管理の状況	ア 安全対策等の現場管理の成績 イ 建設業労働災害防止協会加入実績 ウ 市発注工事等についての過去一定期間における死亡事故等の発生状況
8 労働福祉の状況	ア 勤労者退職金共済機構（建退共）等との退職金共済契約の締結の状況
9 その他	ア 過去一定期間における指名停止又は指名除外若しくは建設業法等の違反処分状況 イ 過去一定期間の指名回数・契約実績等の比較 ウ 工事請負契約書及び入札参加時における注意事項等の違反状況 エ 格付けと当該工事の規模との関連性及び同一格付け内における施工能力・経営内容と工事規模との均衡

※ 本表は、建設工事の指名業者選定を前提にしたものであるため、建設工事以外の選定に際しては「工事」を「業務」に適宜読み替えて準用する。

● 坂戸市建設工事等指名業者選定基準運用指針

平成11年11月 1日 施行

平成22年 4月 1日 改正

平成27年 4月 1日 改正

坂戸市建設工事等指名業者選定基準（平成11年坂戸市告示第115号。以下「この基準」という。）は、この指針に基づき運用するものとする。

1 第1条関係

この基準は、基本的には坂戸市工事請負業者等指名委員会規程（昭和47年訓令第2号）第3条第1項の規定に基づき指名委員会が審議する案件（契約の種類に応じて定める金額を超える金額）について適用するものである。また、この基準の趣旨が、手続きの透明性、客観性及び競争性を確保し公正な契約に資することにあることから、指名委員会付議対象金額未滿で各所管で執行する随意契約（見積り合せ）の場合における業者選定においても、この基準の趣旨に添った考え方をもって対応すべきものとする。

2 第3条関係

第2号の「規程第15条に基づき選定することができる者」の範囲には、原則である第1項のみでなく、例外となる第2項（上下級の入札参加）及び第3項（災害復旧等の特別な理由）も含まれるものである。

3 第4条関係

- (1) 第1項各号に該当するか否かは、原則として施設管理課長が状況を把握し、その旨を指名委員会に報告するものとする。ただし、指名権者又は指名委員会が独自に状況を把握し判断することを妨げるものではないこと。
- (2) 第1項第3号の「過去2年間」とは、選定年度前2年度のことをいう。「完成（完了）検査成績が極めて低い」とは、工事成績評定点の年度における平均点が60点未滿のことをいう。なお、「極めて低い」の判断は、業種ごとに行う。したがって、ある業種の工事成績点が極めて低い場合であっても、他の業種の工事においては選定しても差し支えないものである。
- (3) 第1項第4号以下は、入札参加資格の抹消や指名停止の要件と関連する部分もあるが、これとは別に指名業者として不適当と考えられる者を列挙したものである。
- (4) 第2項各号は、このような関係にある者は、社会通念上、意志が一致しているものと判断され、公正な競争性を失うおそれがあるため、これが事前に判明しているときは、同一の工事等の指名業者として選定しないこととするものである。

4 第5条関係

- (1) 第1項の「総合的に勘案」するに当たっては、できる限り資格審査数値（経営事項審査の総合評点）を基礎とするものであること。
- (2) 第2項は、特定の者を選定又は排除することによって、評価が同等の他の者との選定回数に極端な差が生じるようなことのないよう公平性に留意して選定するものである。この場合の公平性は、年度ごとに業種（建設工事は同一格付）別に判断するものである。
- (3) 第3項の「指名業者標準選定数」は、比較的発注件数が多い土木一式工事、建築一式工事、舗装工事について、指名業者数の一貫性を保って手続きの客観性・競争性を確保しようとするものであり、規程第15条の発注標準に応じて標準的な選定数を規定したものである。この数は、あくまで標準であり、客観性を失わない範囲で多少の増減を拘束する

ものではない。また、特殊な技術を要する工事や工種（業務）に応じた資格者名簿登載者数が僅少である場合等、客観的な事情がある場合はこの限りでない。

(4) 第4項は、建設工事の請負以外の契約に係る指名業者の選定に当たっても、建設工事における業者選定の場合と同様の考え方をもって、公正な競争性の確保を図ることとするものである。

5 第7条関係

第5条に規定している選定方法の例外であり、客観的な事情がある場合に限り適用することができるものであり、限定的に運用すべきである。

6 第8条関係

一般競争入札の趣旨・目的に鑑み、特に手続きの透明性・客観性と高い競争性の確保に留意するものとし、参加資格の設定においては、指名競争入札における選定要件及び発注標準の範囲内で、かつ、当該工事の確実な履行の確保に必要な範囲で、施工条件・難易度等を総合的に勘案して設定するものとする。この場合、特定の者に参加資格を与えたり排除したりするような設定であってはならない。また、この設定条件による対象業者数はなるべく基準別表1指名業者標準選定数の2倍以上の者が対象となるよう努めるものとするが、必ずしも拘束するものではない。